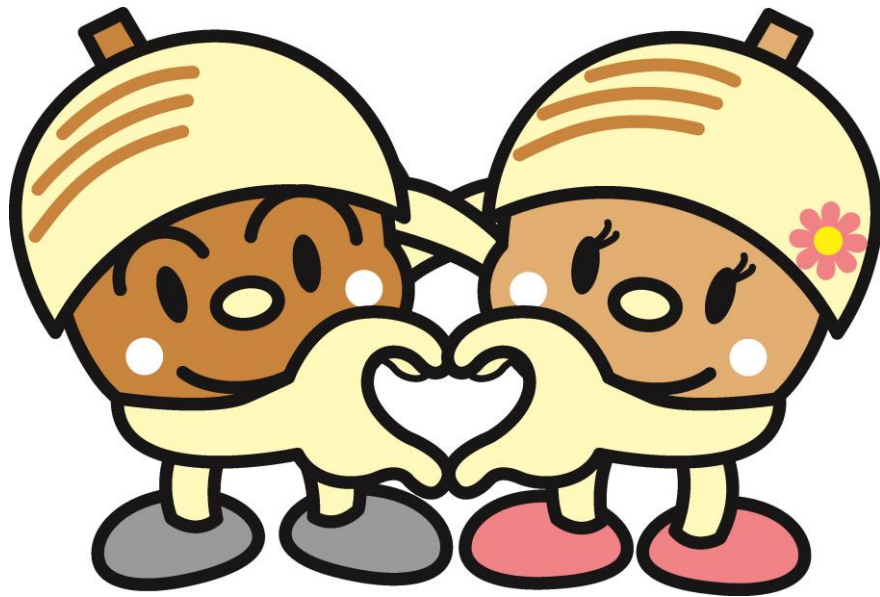


精華町ファミリー・サポート・センター

手引き



精華町社協マスコットキャラクター：どんちゃん・ころちゃん

設置／精華町 運営／精華町ファミリー・サポート・センター
(社会福祉法人精華町社会福祉協議会内)

〒619-0243 精華町南稻八妻砂留22-1

TEL 0774-94-4573

FAX 0774-93-2278

開設時間 平日(月~金) 午前8時30分~午後5時15分

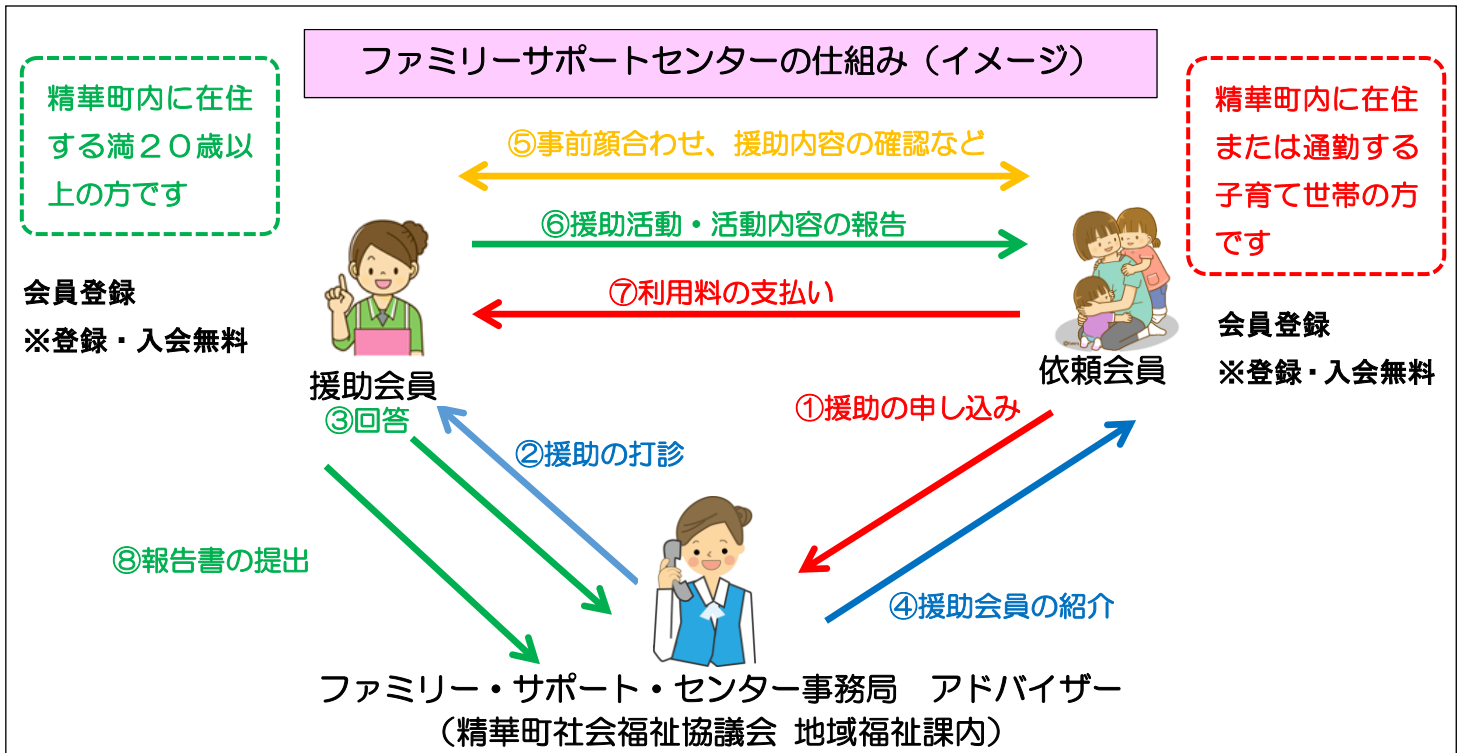
《目 次》

ページ

1. ファミリー・サポート・センターとは・・・・・・・・・・ 1
2. 会員になるためには・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
3. 会員の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 会員間で行う相互援助活動の内容・・・・・・・・・・ 5
5. 相互援助活動の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
6. 相互援助活動等の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
7. 援助活動の時間と報酬・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11
8. アクシデント発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・ 12
9. 補償保険の加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14
10. 安全チェックリスト（援助会員用）・・・・・・・・ 15～16

1 ファミリー・サポート・センターとは

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもとに助け合いを行う（有料）子育て支援組織です。会員は両方を兼ねることができ、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを目的とした組織です。



2 会員になるためには

(1) 会員

会員になるためには、会員登録が必要です。手続きは事務局でできます。会員の条件は下記のとおりです。

| | | |
|------|--------------|--|
| 依頼会員 | 子育ての援助を受けたい方 | 精華町にお住まいまたはお勤めで、おおむね生後3ヶ月から小学校6年生までのお子さんがいらっしゃる方 |
| 援助会員 | 子育ての援助をしたい方 | ① 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に活動を行うことができる満20歳以上の方。 ② 精華町内に在住している方で、自宅等で安全に子供を預かることができる方。(送迎のみの援助も可) ③ 援助会員養成講座を受講していただける方。 |

両方会員（依頼会員と援助会員の両方を兼ねる方）

依頼会員、援助会員、どちらの条件にも当てはまる方。

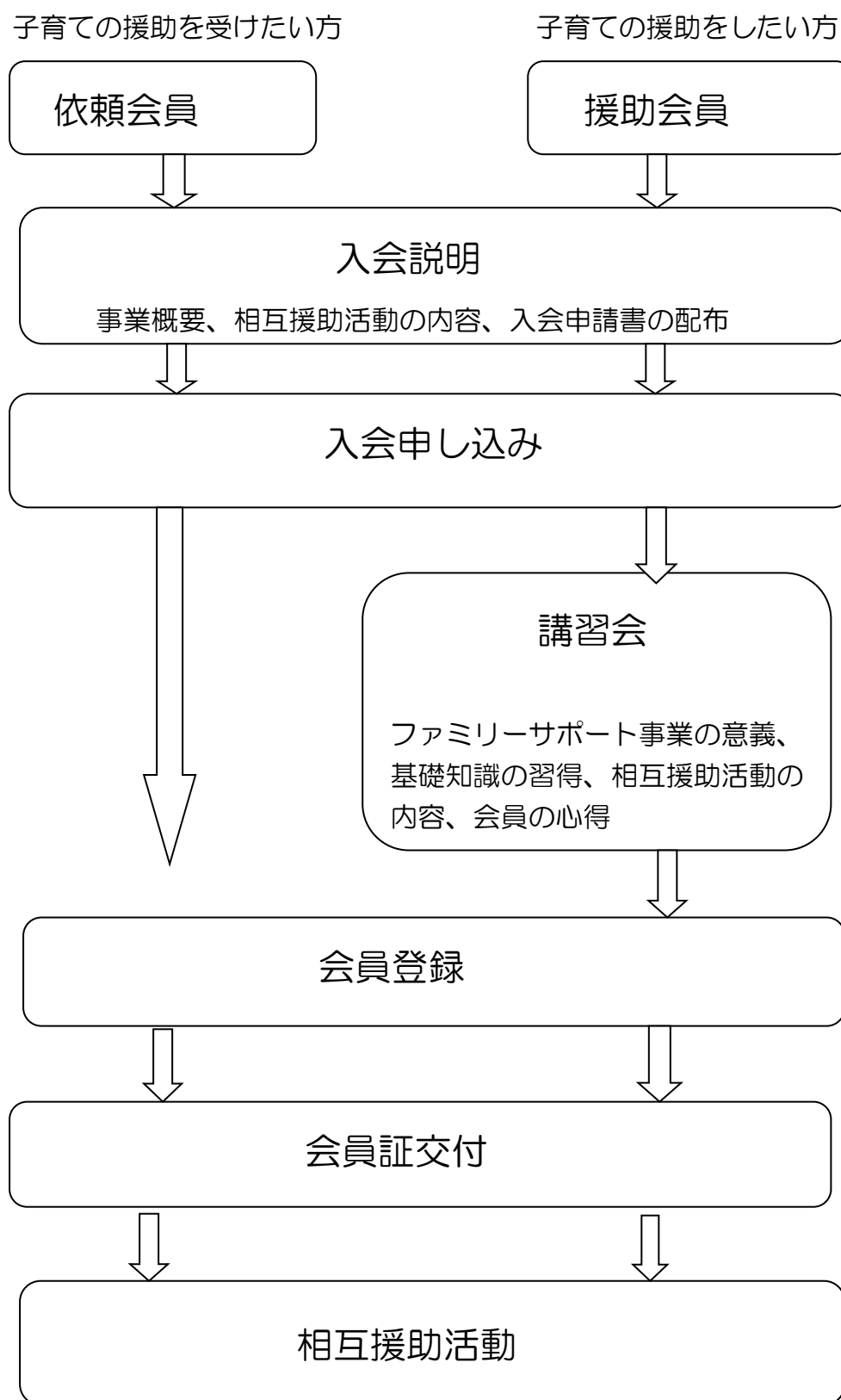
登録後すぐに援助を依頼することはできますが、講習を修了しないと「援助会員」としての活動はできません。

(2) 会員登録に必要なもの

- はんこ
- 写真（3cm×2.5cm）2枚 ※依頼会員は親2枚、子ども1枚
- 本人であることを証明できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- 居住地が町外の方は、在勤であると証明できるもの

事務局では、会員同士の橋渡しの役割をしますが、事務局と会員は雇用関係にはありません。

(3) 入会から相互援助活動までの流れ



3 会員の心得

センターの趣旨と決まりを守ってください。

相互援助活動は、大切なお子さんを預け、預かるもので、会員同士の信頼関係がとても重要となってきます。それぞれがこの活動に自らの意思で参加し、自らの役割に「責任」を持つことで、「やりがい」や「活動の楽しさ」を実感することができると思います。

依頼会員と援助会員が「良い関係」を築くためには、お互いにマナーを守ることが大切です。

(1) 援助会員

- ① 相互援助活動で知り得た情報は、絶対に他言しないでください。(退会した後も同様です。)
- ② 約束した援助時間及び援助内容は必ず守ってください。
- ③ 援助活動の変更や取り消しが生じたときは、速やかに事務局及び依頼会員に連絡してください。
- ④ 常に子どもの安全を守って活動してください。
- ⑤ 会員は自分自身の健康管理に留意してください。
- ⑥ 活動後は必ず「相互援助活動報告書」を記入してください。
- ⑦ 事務局への連絡、「相互援助活動報告書」の提出のない援助活動については、補償保険が適用されません。
- ⑧ 事務局が発行する資料は、必ず目を通してください。

(2) 依頼会員

- ① 相互援助活動で知り得た情報は、絶対に他言しないでください。(退会した後も同様です。)
- ② 約束した時間及び依頼内容は必ず守ってください。
- ③ 依頼内容の変更や取り消しが生じたときは、速やかに事務局及び援助会員に連絡してください。
- ④ 会員はお子さんの健康管理に留意してください。
- ⑤ 事務局が発行する資料は、必ず目を通してください。
- ⑥ 「総合援助活動報告書」に押印と報酬を支払ってください。

4 会員間で行う相互援助活動の内容

(1) 援助内容

- ①保育所や学童保育などへの子どもの送迎
- ②子どもの一時的な預かり
- ③その他育児に関する必要な援助

※子どもを預かる場合は原則として援助会員の自宅です

【具体的には】(例)

○仕事と子育てを両立したい

- ・残業の時、保育園や放課後児童クラブに迎えに行ってもらい、仕事が終わるまで預かってほしい。
- ・早番出勤の朝、保育園に送り届けてほしい。
- ・パート出勤の間、預かってほしい。

○自分の時間がほしい

- ・美容院に行きたい。
- ・習い事がしたい。
- ・講演会や講習会に参加したい。

○その他困ったとき

- ・病院へ行く間、子どもを預かってほしい。
- ・授業参観に行きたいので、赤ちゃんを預かってほしい。
- ・出産直後なので、きょうだいの幼稚園等の送り迎えをしてほしい。
- ・いつも子どもの面倒をみてくれる方に用事ができたので、預かってほしい。

※原則として、援助会員は、1回の援助活動につき1人のお子さんを預かります。(きょうだいの場合を除く)

- ・子どもを預かる場所は、原則として「援助会員」の自宅です。
- ・子どもの宿泊を伴う活動、年末年始(12/29~1/3)の活動は行いません。
- ・病児・病後児の相互援助活動は行いません。

5 相互援助活動の流れ

援助の申込み

- 依頼会員は援助を依頼したい内容を事務局に申し込みます。
- アドバイザーは、活動が出来る援助会員を調整し、事前打ち合わせの日を決めます（マッチング）

マッチング（顔合わせ）

- 事前打ち合わせ（援助内容の確認）は、援助会員の自宅で、依頼会員（お子さんと同伴）とアドバイザーで行います。
 - 事前打ち合わせの後、「事前打ち合わせ票」を三者で共有します。
- ☆保育施設等へのあいさつが必要な場合は、三者と一緒に保育施設等に行き、紹介をします。

援助活動の実施

- 一時預かり、保育施設等への送迎の援助活動を実施
 - 保育施設等の送迎の場合は、必ず会員証を提示して下さい。
- ☆援助活動を取り消す場合は、できるだけ早く援助会員に連絡して下さい。（事務局にも連絡）

援助活動終了後の報酬の支払いと報告書の提出

- 援助活動終了後に、援助会員は「相互援助活動報告書」に記入し、依頼会員から確認を受けます。依頼会員は、報告書の内容を確認の上、捺印し、援助会員に報酬を支払います。
- 「相互援助活動報告書」は、3枚複写式になっており、1枚目は依頼会員用、2枚目は援助会員用、3枚目は事務局用となっています。（3枚とも捺印が必要）

相互援助活動報告書の提出

援助会員は、「相互援助活動報告書（事務局用）」を遅滞なく事務局へ提出します。援助活動報告書は、月末締めとし、翌月5日までに事務局へ提出します。

一度事前打合せを行った会員同士の活動であれば、2回目以降の事前打合せは省略できます。ただし、次の場合は再度事前打合せを行ってください。

※前回事前打合せに同席していない子ども（きょうだい）を預ける場合

※前回から期間があいて、子どもの発育状態などが著しく変わった場合

※その他、前回と依頼内容が異なる場合

6 相互援助活動等の留意点

(1) 事前打合せの留意点

○依頼会員

- ① どんな援助をしてほしいのか、具体的に話してください。
- ② 気になることや子どもにしてほしくないことは、必ず援助会員に伝えてください。
- ③ ミルク、離乳食（一式）や紙おむつは、依頼会員が準備してください。
- ④ 乳児の場合、1回に飲むミルクの量、離乳期であれば、離乳食の量なども伝えてください。
- ⑤ アレルギーのある場合、アレルギー源も伝えてください。
- ⑥ 過去にかかった大きな病気、最近かかった病気など健康面で対応してほしいことも伝えてください。
- ⑦ かかりつけの医療機関があれば、必ず伝えてください。
- ⑧ 保育施設等への送迎をする場合には、前もって依頼会員と援助会員が保育施設等を訪れて、保育施設の担当職員と打合せをしておくことが必要です。
- ⑨ 預かりに付随する保育施設等への送迎で自家用車を利用する場合、6歳未満の子どもは、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。どのように用意するかなどよく話し合ってください。
- ⑩ 緊急時等に連絡がつく援助会員の連絡先（携帯、自宅）を必ず確認してください。

※もし細かい条件等が合わない時は、別の会員を紹介します。

○援助会員

- ① 援助会員がペットを飼っている場合は、種類や飼い方によって、アレルギーの問題等が発生する可能性もあるので、依頼会員とよく話し合ってください。
- ② 保育施設等への送迎をする場合には、前もって依頼会員と援助会員が保育施設等を訪れて、保育施設の担当職員と打合せをしておくことが必要です。
- ③ 預かりに付随する保育施設等への送迎で自家用車を利用する場合、6歳未満の子どもは、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。どのように用意するかなどよく話し合ってください。
- ④ 緊急時等に連絡がつく依頼会員の連絡先（携帯、自宅）を必ず確認してください。

(2) 援助活動の留意点

○依頼会員

- ① 知らない家に預けられることで、子どもは不安定になります。預ける前には、その理由をできるだけわかりやすく依頼会員から子どもに説明してください。
- ② 子どもは服を汚すことが多いので、着替え（一式）を用意してください。
- ③ 依頼会員は子どもを預ける際には、子どもの健康状態を確認し、子どもの体調が悪い時は依頼しないようにしてください。
- ④ 万一、活動中のトラブルが起きた場合は、基本的には当事者間で解決していただくこととなりますが、事務局へも報告してください。

○援助会員

- ① 万一、活動中のトラブルが起きた場合は、基本的には当事者間で解決していただくこととなりますが、事務局へも報告してください。
- ② 活動中にケガをしたなど保険の適用となる事故が発生した場合は、ただちに事務局へ連絡してください。
- ③ 援助会員は、自動車による送迎を行う場合、事故等の損害に対応するため、任意保険に加入してください。また、入会時及び任意保険更新時には、その契約書の写しを事務局に提出してください。
- ④ 援助会員は、自動二輪及び自転車による送迎はできません。

7 援助活動の時間と報酬

(1) 援助活動時間と報酬

- ① 援助活動時間と報酬は、次の表に定める区分に応じた報酬基準額により算出し、援助活動が終了した都度、依頼会員が援助会員に直接現金で支払うものとしします。

| 区 分 | | 利用(報酬)額(1人当たり) | |
|---------|-----------|----------------|------|
| 平日(月～金) | 午前7時～午後8時 | 1時間 | 700円 |
| 土・日・祝日 | 午前7時～午後8時 | 1時間 | 800円 |

- ② 年末年始(12月29日から翌年1月3日)の活動はありません。
③ 援助活動が実施される前に取り消された場合の報酬額(キャンセル料)は、次のとおりとしします。

- 1) 前日までの取消し・・・無料
- 2) 当日取消し・・・予約時間に基づいて計算した額の半額
- 3) 無断取消し・・・予約時間に基づいて計算した額の全額

※依頼を取り消す場合は、できるだけ早く援助会員に連絡をしてください。
(事務局にも連絡)また、キャンセル料が発生した場合は、速やかに支払いをしてください。

※援助活動により得た報酬は「雑所得」となり、経費を差し引いた額が年間38万円(基礎控除額)を超えると課税の対象となりますので、確定申告が必要となります。

また、サラリーマンの方は、給与所得及び退職所得以外の雑所得を含めた金額の合計が年20万円を超えると年末調整または確定申告の対象となります。

(2) 援助活動の時間の考え方

- ① お子さんを援助会員の自宅で預かる場合
援助会員がお子さんを預かった時から依頼会員が迎えにきた時まで
- ② 保育施設等へ送る場合
援助会員がお子さんを預かった時から保育施設等へ引き渡した時まで
- ③ 保育施設等から迎える場合
援助会員がお子さんを保育施設等から預かった時から依頼会員へ引き渡した時まで

(3) その他の経費

活動に要する利用(報酬)額以外の経費は、公共交通機関の運賃等とし、次のとおりとします。

- ① 公共交通機関の運賃は、実費となります。
- ② 上記の他、援助活動に必要なとなった消耗品等の経費については、援助会員が実際に支払った額とします。

(4) 算定方法

- ① 依頼会員がきょうだいを2人以上預ける場合で、援助活動時間が重複する時間帯は、2人目からは基準額の半額となります。

(例) A子ちゃん(0歳) 援助会員自宅預かり午後5時~7時
B男くん(3歳) 保育所お迎えと援助会員自宅預かり午後6時~7時
A子ちゃん: 2時間×700円 = 1,400円
B男くん : 1時間×700円×1/2 = 350円
合計 : 1,400円+350円 = 1,750円

- ② 援助活動時間が1時間未満の場合でも1時間とみなします。1時間以上は30分ごとに報酬を計算します。(30分の単価は基準額の半額) 1時間30分を超えて2時間までは2時間とみなします。援助の開始及び終了時間は双方の会員でしっかり確認しましょう。

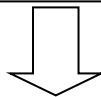
(例) 40分の活動時間 = 1時間
1時間20分の活動時間 = 1時間30分
1時間40分の活動時間 = 2時間

8 アクシデント発生時の対応

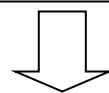
預かりの中の急な発熱やけが・事故が起きた場合
まずは応急処置をして、子供のかかりつけの病院に連絡するか、
救急車を！

☆緊急を要する場合（けが・事故・急病など）は、
119番・110番通報をして指示を仰ぐ。

- ① いつ
- ② どこで
- ③ 何が起こった
- ④ どれくらいの時間
- ⑤ 今どんな状態



- ① 依頼会員に連絡。状況を説明し相談する。
- ② 事務局へ連絡



《緊急連絡先》

- ① 平日 月～金 午前8時30分～午後5時00分

精華町ファミリー・サポート・センター

0774-94-4573

- ② 時間外 土・日・祝日及び上記時間外

（午前7時～午前8時30分、午後5時～午後8時）

090-7968-7566 ※午後8時から翌日午前7時までの間はつながりません。

9 補償保険の加入

万一の事故に備え「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入します。(保険料の個人負担はありません。)

(1) サービス提供会員傷害保険

援助会員が、援助活動中や、援助活動のために自宅と援助を受ける子ども宅や保育所等の往復途上(自宅との通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

| 事由 | 補償額 | 保険金の支払い条件 |
|------|-------------|---------------------|
| 死亡 | 500万円 | 事故日より180日以内の死亡 |
| 後遺障害 | 20万円～500万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発症 |
| 入院 | (1日)3,000円 | 事故日より180日以内を限度 |
| 手術 | 3,000円×所定倍率 | 事故日より180日以内の手術 |
| 通院 | (1日)2,000円 | 事故日より180日以内で90日分を限度 |

【補償例】

- ・援助会員が、走ってくる依頼会員の子どもを受けとめようとして支えきれずに転んでケガをした。

【対象とならない主な例】

- ・故意、疾病、暴動などによるもの
- ・むち打ち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、靴ずれ、しもやけ

(2) 賠償責任保険

援助会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額等を補償するものです。

| 事由 | | 補償限度額 |
|-----------|-------------------|--------------|
| 施設賠償責任保険 | 対人・対物1事故 | 2億円 |
| 生産物賠償責任保険 | 対人・対物1事故 保険期間中 | 2億円 |
| 初期対応費用 | 1事故 | 1,000万円 |
| 訴訟対応費用 | 1事故 | 1,000万円 |
| 受託者賠償責任保険 | 1事故 保険期間中 | 10万円 50万円 |

| | | |
|-----------|-------------------------------|-------|
| 個人情報漏えい保険 | 【賠償責任部分】 1 請求・保険期間中 | 500万円 |
| | 【個人情報漏えい対応費用部分】 1 請求・保険期間中 | 50万円 |

【補償例】

- ・ 援助会員の不注意でお湯がこぼれ、預かっている依頼会員の子どもにやけどをさせてしまったことで賠償責任を負った時。
- ・ 援助会員が、依頼子供の個人情報記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った。

【対象とならない主な例】

- ・ 故意、地震などの自然災害、暴動などによるもの
- ・ 同居の親族に対するものや、預かっていた他人の財物
- ・ 自動車の所有、使用または管理に起因すること

※お見舞金制度

依頼会員の子どもが援助会員宅の財物を破壊したり、援助会員の子どもにケガをさせたりした場合に、援助会員に対し、30,000 円を限度にお見舞金が支払われます。

(3) 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが援助を受けている間に事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

| 事由 | 補償額 | 保険金の支払い条件 |
|------|-------------|--------------------|
| 死亡 | 300万円 | 事故日より180日以内の死亡 |
| 後遺障害 | 12万円～300万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発症 |
| 入院 | (1日) 3,000円 | 事故日より180日以内で30日を限度 |
| 手術 | 3,000円×所定倍率 | 事故日より180日以内の手術 |
| 通院 | (1日) 2,000円 | 事故日より180日以内で90日を限度 |

【補償例】

- ・ 依頼会員の子どもが援助を受けている間に階段から落ち、ケガをした。

【対象とならない主な例】

- ・ 故意、疾病、暴動などによるもの
- ・ むち打ち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、靴ずれ、しもやけ

10 安全チェックリスト（援助会員用）

大人にとっては何でもないことでも、子どもにとっては危険なこととなります。事前打合せで依頼会員の子どもが訪問する前、また活動の前には、毎回安全チェックリストにそって家の中を点検し、常に安全な環境をつくりましょう。

| | | |
|--|--------|---|
| 1. 階段やベランダ、段差のある所に、子どもが落ちないように対策がしてありますか？ | はい いいえ | 子どもは高い所が大好きです。窓際、ベランダなどには、台になる物を置かないようにしましょう。 |
| 2. 家具の上など高い所に置いてある物の、落下の心配はありませんか？ | はい いいえ | |
| 3. 薬・たばこ・マッチ・化粧品・洗剤・硬貨・刃物・電池などを子どもの手の届く所に置いていませんか？ | はい いいえ | 子どもは何でも口にいたがります。誤飲を防ぎましょう。 |
| 4. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届く所に置いていませんか？ | はい いいえ | 引き出しの中にある紐、ハサミ、カッター |
| 5. 家具の引き出しなどが、簡単に開くようになっていませんか？ | はい いいえ | などにも注意してください。 |
| 6. ストーブやファンヒーターは、火傷をしないようにしてありますか？ | はい いいえ | 子どもは思わぬ事で、火傷やケガをします。 |
| 7. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届く所に置いていませんか？ | はい いいえ | 置き場所や管理の仕方に注意しましょう。 |
| 8. 扇風機は、触れないようにしてありますか？ | はい いいえ | |
| 9. 子どもが、浴室やトイレなどへ入り込む心配はありませんか？ | はい いいえ | 子どもは水が大好きです。水の汲み置きには注意しましょう。 |
| 10. 室内の換気が適切に行えるようになっていませんか？ | はい いいえ | 時間を決めて換気をしましょう。 |
| 11. 火災や地震の際の避難方法を考えていますか？ | はい いいえ | 避難経路の再確認をしましょう。 |
| 12. 自動車に乗せる時は、子どもの年齢に合わせてチャイルドシートやジュニアシートを使っていますか？ | はい いいえ | ファミリー・サポート・センター補償保険では、会員の車や、事故の相手（人・車とも）に対する補償はありません。 |
| 13. ファミリー・サポート・センター補償保険に、自動車保険が組まれていないことを知っていますか？ | はい いいえ | |

※「いいえ」に○が付いた場合は、もう一度安全について見直してください。

安全な援助活動をするために

- 乳幼児の発達はめざましいものがあります。つかまり立ち、ハイハイなど前にはできなかったことができるようになり、行動範囲も広がっていきます。以前預かったからといって油断せず、事前に必ず発達の状況を確認し、家中の安全を再点検してください。
- 子どもを抱えているとき又は子どもが近くにいる時は、タバコを吸ったり熱いものを飲んだりしないようにしてください。
- 階段には、子どもが落ちないような対策をするか、一人で昇り降りしないよう事故防止に十分注意してください。
- ドアがバタンと閉まると、指をはさむことがあります。また、机や家具の鋭い角の部分でケガをすることがあります。気をつけてください。
- 子どもと一緒に道路を歩くときは、手をつなぎ、大人は車道側を歩いてください。
- 自動車の中に子どもを一人にしないようにしてください。
- 6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用してください。（法律で定められています）
- ストーブやファンヒーターなどの暖房機器を使う際は、子どもが火傷しないように十分に気をつけてください。
- 扇風機の使用中は、子どもが指をはさまないように注意してください。